# 第二回市民が真ん中検討委員会資料『市民参画の制度づくり』



2021年12月14日 今治市 市民生活課

# 市民が真ん中検討委員会

### 【この委員会の役割】

今治市の大切なことを決めるにあたって、市民が必要な情報を得て、それをもとに市に意見を伝え、市政に市民の意見を 反映できるような仕組み(ルール)を作る。



# 1. 前回の振り返り

- 市民アンケートの結果によると、「市民参画したい」という 意見が多い一方で、「市政には市民の意見が十分に反映され ていない」と評価されていた。
- 今治市には、明文化された市民参画の制度がない。
- パブリックコメントの制度はあるが、意見は少なく、十分に 活用されていない。
- 市民参画を促進するため、この委員会では、市民参画のための基本的なルールについて検討する。
- 市が作成するルールとして、「指針・手引き」「要綱」 「条例」などがあり、それぞれ特徴がある。

### <sup>〈再掲〉</sup> 指針・要綱・条例等の違い

### ●「指針・手引き」

指針は、ある具体的な計画を策定し、あるいは対策を実施するなど行政目的を達成しようとする場合において、**準処すべきよりどころ又は準拠すべき基本的な方向、方法を示したもの。ガイドライン。** 

#### ●「要綱」

要綱は、市の基本的な、又は重要な内部事務等を処理する上で統一的な処理を行うための行政機関の内規。法律や政令、条例や規則とは異なり「法」ではないため、法的な拘束力はない。

#### • 「条例」

条例は、地方公共団体(都道府県や市町村など)の議会の議決によって制定される 「自治立法」。市民に義務を課し、又は市民の権利を制限するには、原則として条例 によらなければならない。市の条例は、その市の区域内のみで効力を有する。

# 第一回委員会での意見(抜粋)

- 条例と指針では法的効力が異なるだけで、同じ内容を書くことができる。
- 求めるものがどういうものであるかによって、形が決まる。
- 条例は市民にも責任や役割を求めるものであり、少しハードルが高いように感じた。
- 今治市総合計画※の中に、市民参画について記載されており、総合計画 自体は議会の議決を得ているので、改めて制度化にあたり条例という形 で議決を得なくても良いのではないか。(※参考:次ページ)
- 市民にもしっかり責任をもって参加してもらいたいなら条例。
- 条例よりは指針の方がとっつきやすい。
- みんなが市民参画したくなる環境づくりが大事である。

# 【参考】今治市総合計画

ずっと住み続けたい

"ここちいい (心地好い)"まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ

https://www.city.imabari.ehime.jp/simingamannaka/sougoukeikaku/

第2次今治市総合計画(後期基本計画)2021-2025 (令和

(令和2年12月)



施策の大綱3 みんながつながり支えあうまちづくり

施策の方向⑦

身近で、わかりやすい市政の基盤づくり

#### 現状と課題

- ●市民の信頼と市政参加を促進するため、市民が求める市政情報をわかりやすく発信し、広く市民の声を聴き、施策に反映させるとともに、積極的・効果的に、市内外へ本市の魅力をPRする戦略的広報活動が求められています。
- ●市民ニーズに即した行政サービスを迅速かつ的確に提供するため、市民目線に立ち、ICTの導入などにより、 事務手続きの効率化を図るなど、市民にやさしく利便性が高い行政機能の充実が求められています。
- ●安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築が求められています。
- ●今後、高齢化の進展による社会保障費の増加や人口減少などに伴う市税収入の減少などによって、厳しい財政状況が続くと予想され、市民と共に魅力あるまちづくりを進めていくためには、将来にわたって持続可能な行政基盤の確立が求められています。

#### 【現状と課題】

●市民の信頼と市政参加を促進するため、**市民** が求める市政情報をわかりやすく発信し、広く 市民の声を聴き、施策に反映させる とともに、 積極的・効果的に、市内外へ本市の魅力を P R する戦略的広報活動が求められています。

#### 【主要な施策】

市民にわかりやすい市政情報の共有化の推進 ○広報紙・ホームページ・FMラジオ・ソー シャルメディアなど様々な双方向型の広報広聴 活動を充実させ、市政の的確な情報の共有化お よび市民から収集した意見の各施策への効果的 な反映に努めます。

#### 主要な施策

取組

主な内容

市民にわかりやすい市政情 報の共有化の推進

○広報紙・ホームページ・FMラジオ・ソーシャルメディアなど様々な双方 向型の広報広聴活動を充実させ、市政の的確な情報の共有化および 市民から収集した意見の各施策への効果的な反映に努めます。

# 2. 策定するルールの形式

- 今治市にふさわしい市民参画のルールの形式を 決める
  - >条例
  - >要綱
  - ▶指針・手引き

# 3. 策定するルールの内容

- 「どんなことをルール(指針・要綱・指針等)で定めておくか」 (資料 2)
- 委員の意見をもとに、事務局で文面をとりまとめる。
- 項目ごとに区切って審議し、その議論の中で出た意見をとりまとめ、次回の 委員会で振り返り、確認する。
- 審議の順番について。
- 他に盛り込むべき項目について。
- 審議が進む中で、ふりかえって修正や追加を行っても構わない。
- 「前文」にあたる部分については、議論の中で出たさまざまな意見をとりま とめ、最終的に事務局で案を作成し、委員会に諮りたい。

## 4. 市民参画における「市民」の定義

### 「今治市のまちづくりに参加できる人、参加すべき人とは」

• 「市民」…"citizen"の訳語。

単に「①**その市に住んでいる人」**の意味と、「②**国家への義務や権利を有する国民、共同体や構成体における主権者」**の意味がある。

「市民参画」においては後者②の意味を多く含む。

- く参考>「今治市市民が共におこすまちづくり条例」抜粋 (資料1 |5ページ)
  - 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
    - (1) 市民 市内に居住する者及び今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ者をいう。

# 「市民」の範囲を考える

- どんな人が市政に参画する・参画できるか(例)
  - □住民登録している人(今治市に住民票のある者)
  - □居住者(住民登録はしていないが住んでいる者)
  - □通学・通勤者(今治市内の学校や事業所等に通学・通勤している者)
  - □法人や団体(個人以外の団体)
  - □**今治市の行政に利害関係のある者**(市の施策により利益や制限などの影響を受ける者
  - □現在は今治市に住んでいない人(過去に今治に住んでいた人、あるいはこれから今治に住もうとする人)
  - □納税者(今治市に納税している者)
  - ※ その他、性別や年齢、マイノリティなどについて具体的に記載することで、「市民」像をより明確にし、参画から排除しないようにすることも考えられる。「性別や年齢を問わず…」等

### 【参考】他自治体の条例・指針等における 「市民」の定義

• (愛媛県)愛南町住民参画推進条例

住民 町内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

• (兵庫県)明石市市民参画条例

市民 自治基本条例第2条第1号に規定する市民をいう。

※ 自治基本条例→「市民 市内に居住する者(以下「住民」という。)、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事 業者等をいう。」

• (熊本県)熊本市市民参画と協働の推進条例

市民 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 本市の区域内に住所を有する者
- イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
- ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (東京都)調布市市民参加プログラム

市民 市内に住所を有する者,市内に勤務する者,市内の学校に通学する者,<u>市内に事務所または事業</u> <u>所を有する団体等</u>とします。ただし,<u>市民参加の対象とする施策の内容や採用する市民参加手続によっ</u> ては,その施策に対して興味や関心のある人を含む等,広い解釈をする場合もあります。

※ 条例、指針等において、「市民」を定義していない自治体もある。

# 「市民」の定義の記載例(サンプル)

• 例1 (条例風1)

市民とは、市内に居住する者をいう。

• 例 2 (条例風 2)

市民とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1)市内に居住する者
- (2) 今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ個人または団体
- 例 3 (指針風 1)

この〇〇では、市民とは、年齢・性別・国籍その他の属性に関係なく、過去、現在あるいは未来において今治市に住民登録または居住や登記等の実態があり、今治市をよりよくするために自らの意思で今治市政に参画する意思のある個人または団体をいいます。

具体的には、今治市に居住する者のほか、今治市に通勤・通学する者や、かつて今治市に住んでいたことのある者、将来今治市に住む予定のある者、今治市内に事務所のある法人その他の団体などが含まれます。

また、上記に該当しない場合であっても、市の施策や、市が実施しようとする事業により影響を受ける可能性のある者は、当該施策や事業に関し、市民参画の権利を有します。

## 5. 市民参画における「市民」の役割

・「市民はどのような立場で参画し、どのような役割を果たし、 どのような権利や責務を負うのか」

• <参考>「今治市市民が共におこすまちづくり条例」 抜粋

(資料1 15ページ)

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力に努めるものとする。

### 【参考】他自治体の条例・指針等における 「市民」の役割

#### • (愛媛県)愛南町住民参画推進条例

第4条 住民は、町が施策等に関し住民の意見を求める機会を活用するほか、広く町政に関し自発的に町に意見を述べることにより、町政への参画に努めるものとする。

2 住民は、前項の規定により町に意見を述べるときには、施策等が公益性を有することにかんがみ、 特定の者の利益にならないよう町全体の利益を考慮しなければならない。

#### • (兵庫県)明石市市民参画条例

第5条 市民は、自治の主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画を行うように努めるものとする。

- 2 市民は、市民参画に関する理解を深め、市民参画を通じて地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民参画を行うものは、市民の立場に立ち、特定のもののみの利益ではなく、現在及び将来における明石市全体の利益を考慮するとともに、誠実に、市民参画を行うよう努めるものとする。

#### (熊本県)熊本市市民参画と協働の推進条例

2 市民及び市長等は、<u>信頼関係の下自らの役割と責任を認識し</u>、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。

#### • (千葉県)四街道市市民参加条例

第4条 市民は、地域社会の一員として<u>自らの発言と行動に責任を持ち、市民相互の自由な発言を尊重す</u>ることで、民主的な市民参加を行うものとする。



### 第2回 市民が真ん中検討委員会

794-008I 今治市別宮町1-4-1 今治市役所 市民生活課 市民が真ん中検討委員会事務局

電話 0898-36-1530 FAX 0898-32-5211 (代表) E-Mail seikatu@imabari-city.jp

